

平成14年 情報処理実態調査

調査票の記入要領

(調査票の記入時には必ず本冊子をご覧ください。)

経 済 産 業 省

調査の概要

1. 調査の目的

この調査は、コンピュータ（パーソナルコンピュータ（以下「パソコン」という）を含む）を利用している企業等（公共機関、事業者団体を含む。以下「企業」という）の情報処理の現状及び電子商取引の活用状況を的確に把握し、情報処理、情報産業振興施策の拡充のための基礎資料を得ることを目的とします。

2. 調査対象の範囲

この調査では、平成14年3月31日現在の時点でコンピュータ（パソコン含む）を設置している企業を対象としております。

3. 秘密の保護

この調査は統計報告調整法第4条第1項の規定に基づき総務大臣の承認を得て経済産業省が実施するものであり、調査票に記載された内容は集計したうえで、発表いたします。

なお、この調査により報告された記入内容は、統計法第14条により秘密が保護されます。

4. 調査期日および調査票の提出期日

調査時点は、平成14年3月31日現在ですが、調査項目によっては調査期日が異なっていますので、調査項目の指示によってください。

また、提出期日は、平成14年7月31日までとなっています。

5. 結果の公表

この調査の集計結果は「我が国情報処理の現状」として公表されます。

6. 調査票の構成

この調査票の構成は次のとおりとなっています。

- 1 企業又は事業団体の概要
- 2 - 1 情報処理関係諸経費の状況
- 2 - 2 情報処理関係諸経費の今後の見通し
- 3 情報処理要員等の状況
- 4 コンピュータの形態別保有台数
- 5 - 1 ネットワークの利用状況
- 5 - 2 インターネットの利用状況
- 6 コンピュータシステムに接続されている通信回線の種類別利用状況
- 7 - 1 適用業務別情報システムの活用・開発状況
- 7 - 2 情報システム構築状況
- 7 - 3 情報システム導入による効果
- 8 - 1 EC（電子商取引）の活用状況
- 8 - 2 EC（電子商取引）の取引高
- 9 - 1 情報セキュリティの現状
- 9 - 2 情報セキュリティの対策状況

7. 本統計に関する問い合わせ

この調査についての問い合わせは、下記に連絡してください。

社団法人 経済産業統計協会 電話：03-3561-2974 FAX：03-3561-5212
(または、経済産業省情報政策課 e-mail: jittai@meti.go.jp)

8. 提出先

調査票は同封した返信用封筒に入れて期日までに下記あてに送付してください。

〒104-0061 東京都中央区銀座2丁目8番9号（木挽館銀座ビル）
社団法人 経済産業統計協会 「情報処理実態調査係」

記入の手引

この記入の手引きは、調査対象の皆様にご記入していただくために作成したものです。

一般事項について

この調査票は企業単位となっておりますので、調査票にはすべての工場、事務所の分も含め、本社で一括して記入してください。

なお、コンピュータを共同でレンタル又はリース利用している場合は、主としてレンタル料又はリース料を支払っている企業が回答し、提出してください。また、金額については消費税を含めた金額を記入してください。

万が一支社・子会社等に届いた場合は、お手数でも記入できる部署に転送して、ご記入下さい。

個別事項について

1. 企業又は事業団体の概要

- (注1) 都道府県コード、業種コードの欄には3ページ及び4ページの表から該当する番号を記入してください。
- (注2) 平成13年度の途中で企業の独立等組織が変わったときは、その時点から3月までの事業収入（例えば平成14年1月に独立した企業の場合は、年間事業収入は平成14年1月～3月までの事業収入）を記入してください。ただし、年間事業収入の記入欄の下側にその旨を記入してください。
- (注3) 「法人でない団体」とは、法人格のない組合、任意の団体をいいます。
- (注4) “大学の附属病院”は「その他の法人」に入れてください。
- (注5) 「資本金額又は出資金額」が百万円以下のものについては、1百万円として記入してください。
- (注6) 「年間事業収入」とは、1年間の総売上高（営業外収入は含めない。）を指し、収益ではございません。学校や組合団体など営業活動を行わないものは当該年度における収入高、金融業は経常収益高、保険業は収入保険料、または正味保険料、証券業は営業収入高をそれぞれ記入してください。

都道府県コード表

北海道	01		埼玉県	11		岐阜県	21		鳥取県	31		福岡県	40	
東	青森県	02	関東	千葉県	12	中部	静岡県	22	中国	島根県	32	九州	佐賀県	41
	岩手県	03		東京都	13		愛知県	23		岡山県	33		長崎県	42
	宮城県	04		神奈川県	14		三重県	24		広島県	34		熊本県	43
北	秋田県	05	甲信越・北陸	新潟県	15	近畿	滋賀県	25	四国	山口県	35	沖縄	大分県	44
	山形県	06		富山県	16		京都府	26		徳島県	36		宮崎県	45
	福島県	07		石川県	17		大阪府	27		香川県	37		鹿児島県	46
関東	茨城県	08		福井県	18		兵庫県	28		愛媛県	38			47
	栃木県	09		山梨県	19		奈良県	29		高知県	39			
東	群馬県	10		長野県	20		和歌山県	30						

- (注7) 「総従業者数」には、常時従業者の総数を記入してください。常時従業者とは、有給役員、常時雇用者（正社員、準社員、アルバイト等の呼称にかかわらず1か月を超える雇用契約者と、平成13年度末又は最寄りの時点の前2か月においてそれぞれ18日以上働いた雇用者）をいいます。（貴社で主として給与を支払っている他社からの出向者も含まれます。）

なお、人材派遣業者からの派遣従業者は、派遣企業の従業者となりますので、ここには含まれません。

業種コード表

コード	業 種 名	対 象 業 種 の 範 囲、注 記 等
01	食料品、飲料・たばこ・飼料製造業	
02	繊維工業	衣服など二次繊維加工品の製造業はここに含まれます
03	パルプ・紙・紙加工品製造業	印刷・同関連産業は「14 その他の製造業」に分類されます
04	化学工業	プラスチック（粉末、粒状、液体の製造品）、合成ゴム、化学繊維、医薬品、洗剤、化粧品等の製造業はここに含まれます
05	石油・石炭・プラスチック製品製造業	プラスチック製品製造業は押出、射出等の成形、成形のための配合・混合、製品の切断・接合等の加工、再生プラスチックを製造する事業所（他に分類されないもの）をいいます
06	窯業・土石製品製造業	
07	鉄鋼業	
08	非鉄金属製品・金属製品製造業	
09	一般機械器具製造業	ボイラー、建設機械、産業用ロボット等製造業
10	電気機械器具製造業	発電機、電球等。（次の「11 情報通信機械器具製造業」に該当するものは除きます）
11	情報通信機械器具製造業	通信機器・同関連機器（ラジオ、テレビ含）電子計算機・同附属装置、電子部品・デバイスの製造業が該当します
12	輸送用機械器具製造業	自動車、航空機等製造業及びその部品、エンジンの製造業
13	精密機械器具製造業	計量器、眼鏡、時計、レンズ等製造業
14	その他の製造業	上記 01-13 以外の業種で、木材・木製品、家具・装備品、印刷・同関連産業、ゴム製品、皮・同製品、武器、貴金属・装身具、楽器、玩具・運動用具、漆器などの製造業が該当します
15	農林漁業・同協同組合、鉱業	農林漁業関連の協同組合のうち、単一の事業を行う信用組合、共済組合は「24 金融・保険業」に分類します
16	建設業	
17	電気・ガス・熱供給・水道業	
18	映像・音声情報制作・放送・通信業	新聞、出版業は「19 新聞・出版業」に分類します
19	新聞・出版業	印刷・同関連産業は「14 その他の製造業」に分類されます
20	情報サービス業	ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、市場・世論調査業等を含みます
21	運輸業	倉庫業、旅行業、こん包業、運輸施設提供業等を含みます
22	卸売業	商社、代理商、仲立業を含みます
23	小売業	
24	金融・保険業	証券業、証券先物取引業、共済事業などを含みます
25	医療業（国・公立除く）	私立大学の付属病院を含みます。保健衛生・福祉事業は「27 その他の非製造業」に分類します
26	教育（国・公立を除く）、学習支援業	学校、社会教育施設、職業・教育支援施設などで民営のものが該当します
27	その他の非製造業	不動産業、飲食店、宿泊業、複合サービス事業、他に分類されないサービス業が該当します

注）業種分類は、企業全体で最も年間売上高の多い品目群（事業部門）の業種を選択して記入します。
 なお、本業種コードは、前年と一部異なっておりますので、必ず本表の番号を用いて記入して下さい。

2 - 1 情報処理関係諸経費の状況

- (注1)「ハードウェア関連費用」の対象となる機器には、汎用コンピュータ、ミニコン、オフコン、ワークステーション、パソコン等の各種コンピュータ、コンピュータに接続する通信制御装置、交換機等の周辺機器、ならびに周辺装置、端末装置であり、FAX、コピー機、プリンタ、ハブ、ルータ、サーバ等も対象となります。また、パソコン機能や通信機能を内蔵している携帯情報端末も、情報処理関係諸経費の対象となりますが、i-mode等の携帯電話は除きます。
- (注2)「レンタルリース料」とは、レンタル契約又はリース契約等の賃貸借契約を結んで、レンタルリース料として支払った金額をいいます。なお、レンタル料の中に保守料が含まれている場合は、保守料を含んだ金額としてください。また、リース契約とは、賃貸借期間(リース期間)の定めがあり、リース期間中における契約の解除が禁止されている(中途解約をした場合に残額リース料相当のペナルティを支払うこととしている場合を含む)契約をいいます。
- (注3)「導入諸掛り」とは、新規導入のために要したすべての諸掛りをいいます。例えば導入のために支払った運送料、保険料などをはじめ、導入のための費用を含めます。
なお、本体及びその周辺機器に要した直接経費を除くものとします。
- (注4)「ソフトウェア減価償却費」とは、既存のパッケージ・ソフトウェア、プログラム等の減価償却費(ソフトウェア使用料を除く)をいいます。
- (注5)「ASP」とは、情報サービス事業者のサーバに置かれたアプリケーションソフトの機能をインターネットなどのネットワークを通じて顧客に利用させるサービスをいいます。
- (注6)「ソフトウェア作成委託料」とは、委託契約に基づいて発注したシステム設計、プログラム作成に係る費用(ソフトウェア使用料を除く)をいいます。
- (注7)「データ作成/入力費等」は、キーボード入力、OCR入力など広くデータ入力に関する費用の他、情報サービス企業等のデータ作成業者が予め作成し、磁気テープ(MT)、フロッピーディスク等の磁気媒体又はシール、一覧表等のリストで販売しているものを購入した場合の費用も含まれます。
- (注8)「オンライン」とは、外部に給与計算、科学計算、又は統計解析など計算処理を委託する際に、データの授受等をネットワークを通じて行う場合を指します。
- (注9)「オフライン」とは、外部に給与計算、科学計算、又は統計解析など計算処理を委託する際に、データの授受等をカード、テープ、ディスクなどの中間媒体にまとめて蓄えておき、受託者の電子計算機で一括処理する場合を指します。
- (注10)「システムの保守・運用・管理における外部委託費」とは、保守・運用・管理に関する契約を結び、保守・運用・管理料として支払った金額をいいます。レンタル・リース料の中に保守料が含まれている場合等は記入しないでください。ただし、契約外の超過保守料金等も含めてください。
- (注11)「情報システムの企画・設計コンサルタント費」とは、自社の情報システムを導入若しくは更新するに当たって、その基本的な仕様を定めるまでに外部の経営若しくは情報システムの専門家を活用する際、当該専門家に支払う費用をいいます。
なお、情報システムの企画・設計のための契約と情報システム構築のための契約とが一本化されており内訳が分けられない場合については、両者をまとめてソフトウェア関連費用の「ソフトウェア作成委託料」としてください。
- (注12)「一般社員の教育・訓練等費用」とは、一般社員向けのもので、講習会参加費、テキスト代および使用機材の購入費、講師派遣費用等の直接的な費用に限ります。講習会参加の旅費、宿泊費は含めないでください。
- (注13)「情報処理要員の訓練等費用」とは、情報処理要員向けのもので、講習会参加費、テキスト代および使用機材の購入費、講師派遣費用等の直接的な費用に限ります。講習会参加の旅費、宿泊費は含めないでください。
- (注14)「外部派遣要員人件費」とは、3の「外部からの派遣要員」を対象とし、オペレータ、データ入力者、プログラマ、システム・エンジニア(SE)、ネットワーク管理者等の派遣された要員を使用するために要し、人件費として派遣元に実際に支払った1年間の費用をいいます。
- (注15)「その他サービス料」には、サービス関連費用の中で区分できないものを記入してください。また、ソフトウェア開発・設計のための企画、提案、コンサルティング料又は費用(システム・インテグレーション)

ションを含む) 情報処理、計算委託料、及びコンピュータ業務全体の開発・運営の委託に要した費用等を記入してください。

(注 16)「**情報システム部門等の社内要員**」とは、コンピュータ室、システム開発室等に所属し、勤務時間の80%以上をその部門の業務に従事する「専従者」をいいます。

なお、明確に情報システム部門が設置されていない場合は、その者を「専従者」に準じ、「情報システム部門等の社内要員」の対象にしてください。

「**情報システム部門等の社内要員人件費**」は、3の「実人員数」に対して実際に支払った1年間の現金給与(賞与、諸手当を含む。)で所得税、社会保険料、組合費、購売代金などを差し引かない以前の税込みの金額のことをいいます。

(注 17)「**その他費用**」とは、コンピュータ室の借室料又は償却費(建物を所有している場合)及び電力料、消耗品費、輸送費(カード、テープ等の輸送費)、共益費(ビル等の維持費)又は補修費等経常経費的な管理費用をいいます。

2 - 2 情報処理関係諸経費の今後の見通し

(注 1) 前問の「**2 - 1 情報処理関係諸経費の状況**」を参考にして「情報処理関係諸経費」の予算額、見込額の総額を記入してください。

(注 2) 回答事業者が、**情報処理サービス・ソフトウェア專業**で会社全体の経費と区別できない場合は、**全体の経費**の予算額、見込額を記入してください。

(注 3) 内訳構成の区分と**情報処理関係諸経費**は以下のように2 - 1の費用区分に対応させてください。

ハードウェア関連：減価償却費、レンタル/リース料、導入諸掛り、保守料

ソフトウェア関連：ソフトウェア使用料、ソフトウェア購入費、ソフトウェア作成委託料

サービス関連：データ作成/入力費等、オンラインサービス料、外部要員人件費、教育・訓練等費用、
その他サービス料

そ の 他：通信回線使用料、ネットワーク加入・使用料、情報システム部門等の社内要員人件費、その他費用

3 情報処理要員等の状況

(注 1)「**平成14年3月31日現在の実人員数**」について、複数の職種を兼ねている者がいる場合には、従事している時間の割合が最も大きい職種に含めてください。SE(システムエンジニア)、プログラマに従事する者で、ネットワーク管理者の職種を兼務し、かつ、従事する割合での分類が困難な場合には、SE、プログラマ等の職種に分類してください。また、「外部からの派遣要員数」についても同様に各職種に分類してください。ただし、管理職とSE、プログラマ等との職種を兼務している場合には、SE、プログラマ等の職種に分類してください。また、「外部からの派遣要員数」についても同様に各職種に分類してください。

(注 2)「**コンピュータ利用者**」とは、社内にある若しくは企業から付与されたコンピュータを利用して業務を行っている者をいいます。一人一台ではなく複数人で一台のコンピュータを共用していても、当該者が日常的にコンピュータを利用している場合は「コンピュータ利用者」の一人として計算してください。

(注 3)「**コンピュータ管理者**」とは、各事業部門や事業セクションにおいて、サーバー管理やプリンタの設定など、日常的に必要となるコンピュータやネットワークの管理に従事する者をいいます。ただし、こうした日常的なコンピュータやネットワークの管理業務を情報処理要員に分類すべき者が行っている場合は、これを除いてください。

(注 4)「**プログラマ**」とはSEの作成したシステム設計書により、プログラムの設計及びプログラムの作成に従事する者をいいます。

(注 5)「**SE**」とは、システム・プランナ又は、システム・アナリストと呼ばれることもあり、主にシステム分析からシステム設計までを行い、システム設計書を取りまとめる者を指します。

(注 6)「**ネットワーク管理者**」とは、オンラインシステムやネットワークの設計・開発及び運用管理を主たる業

務として行う者をいいます。

(注7)「システム企画・管理者」とは、主として社内の情報システムに関連する企画、経理、予算などを担当する者をいい、外部の情報サービス業者との受託契約や連絡・交渉、受注ソフト・各種調査などの成果物の納品や、情報システムに関連する調査研究プロジェクトの実施に関わる者も含まれます。

(注8)「社内の情報システムの利用者」とは、情報システムを開発・管理する側にいるか、情報システムを単に活用する立場にいるかに関わらず、社員として情報システムを活用する者を指します。

4 コンピュータの導入形態別保有台数

(注1)「メインフレーム」とは、汎用コンピュータ、ミッドレンジコンピュータ、ワークステーションサーバを含むもので、スーパーコンピュータ、オフコン等広範囲な問題を処理するプログラムを実行するために設計された大型のコンピュータのことを指します。

(注2)「ワークステーションクライアント」とは、対話型の環境下で使用されることを前提としたコンピュータであり、ネットワーク上でサーバよりサービスを提供されるコンピュータのことを指します。基本的にはホストサーバが計算・処理を担当するものです。単に LAN に接続されているパソコンで、メールの送受信やデータの保存を代行するものはこの範疇からはずし、「パソコン」の項目に計上してください。

(注3)「パソコン」とは、事務用・科学技術用・計算制御用・各種端末用・教育及び趣味用など多目的に使用される小型の電子計算機で、マイクロプロセッサベースでディスプレイ等の出力装置、キーボード等の入力装置および出力インターフェイスを基本構成とし、必要に応じて補助記憶装置、その他の周辺装置などを付加したものを指します。

(注4)「携帯ネットワーク端末」とは、携帯電話、携帯情報端末などネットワークに接続して情報処理を行う電子計算機としての機能も有した携行型の情報通信機器を指します。

5 - 1 ネットワークの利用状況

(注1)「部門LAN」とは単独の部門内で構築・利用しているLANを指します。

(注2)「基幹LAN」とは複数の部門で構築・利用しており、主要業務を処理しているものを指します。

(注3)「WAN」とは、本社と支社、支店、工場等を結ぶ広域なネットワークを指します。

(注4)「企業間ネットワーク」とは、他の機関、企業等とネットワークを結んでいるものを指します。

なお、通信事業者、ソフトウェア、情報処理・提供サービス業等で事業収入を得ているネットワークの場合もをつけてください。

(注5)主として、特定の企業間や企業内の異なる事業所を結ぶ「企業間ネットワーク」や「WAN」としてインターネットを活用している場合も含まれます。該当する全ての項目を選択してください。

5 - 2 インターネットの利用状況

(注1)「ID」とは、コンピュータシステムにおいてユーザを識別するためのコードを指します。1人で複数のIDを持っている場合は、その数を全て記入してください。企業又は事業者の業種が25.学校、教育(学術研究機関を含む)の場合は、ID数は、従業者が利用しているID数(教育、研修用に学生が利用しているID等の数を除く)を記入してください。

(注2)「ドメイン登録の件数」とは貴機関が属している企業で取得している、日本ネットワークインフォメーションセンター(JPNIC)などのドメインネーム登録機関への登録の対象となっているインターネット上のドメインネームの数を記入してください。

6 コンピュータシステムに接続されている通信回線の種類別利用状況

(注1)「アナログ及び低速デジタル回線」は、アナログ及び64kbps以下のデジタル専用線を含む占領線を指します。

(注2)「高速デジタル回線、フレームリレー、ATM等」とは、当該専用サービスのほか、(注1)又は(注3)に該当しない専用線によるサービスを指します。

(注3)「IP-VPN、イーサネット」とは、当該専用サービスのみを指します。つまり、IP-VPNとは、

IP のみの専用ネットワークサービスであり、イーサネットとは、事業所間の LAN 同士をイーサネット技術で接続するサービスを指します。

(注4)「私設回線」は自費で通信インフラを敷設するものを指します。

(注5)「FTTH (B フルツ、Broad Gate02)」とは、光ファイバを用いて、専らインターネットに接続するためのサービスをいい、NTT の B フルツ、有線ブロードネットワークスの Broad Gate02、電力会社等の FTTH サービスなどを指します。

(注6)「通信料金」とは、該当する通信回線の月額利用料金を言います。年間契約や月毎に利用料金が異なる場合は、月平均利用料金を記入して下さい。

(注7)「容量」とは、該当する通信回線の標準伝送速度が最大の回線の容量を指します。

7 - 1 適用業務別情報システムの取り組み状況

(注1)「基幹系システム」とは、会社内部の業務管理等に用いるシステム。具体的には、ERP パッケージ導入、財務会計ソフトの導入などが該当します。

(注2)「生産・流通管理システム」とは、製造、流通工程における製品や決済の流れを管理するシステム。サプライ・チェーン・マネジメントなどが該当する。既存の顧客に対する従来の商取引の取引・決済管理のオンライン化も含まれます。

(注3)「設計・製造管理システム」とは、工場、研究室などの現場で設計や製造を行うために使われているシステム。統合3次元 CAD/CAM、製造装置制御システムなどが該当します。

(注4)「情報系システム」とは、社内や関連事業者間で情報を共有するシステム。統合的文書管理システムや、ナレッジマネジメント、CRM、などと呼ばれるシステムが該当します。

(注5)「戦略系新規システム」とは、ITの活用により従来になかった顧客との関係を構築する新たなシステム。ネットワークを介して顧客にアフターサービスを提供するオンラインカスタマーサービス、ネットワークを活用して自動的に市場調査を行うオンラインマーケティング、ネットワークを介して仮想的に構築する市場である e マーケットプレイスシステムなど、様々な形態があります。

7 - 2 情報システムの構築状況

(注1) 貴機関が外部と接続されたネットワークを活用して情報処理を行っている業務について をつけてください。なお、外部と接続するネットワークとしてインターネットを活用している場合については、「うちインターネットを含む」の欄の該当する業務にも をつけてください。

(注2) 貴機関が基幹 LAN や特定部門 LAN などの内部ネットワークを活用して情報処理を行っている業務について をつけてください。

(注3) 外部の情報サービス事業者のサーバに置かれたアプリケーションソフトの機能をインターネットなどのネットワークを通じて顧客に利用させる A S P サービスを利用して情報処理を行っている業務に をつけてください。

(注4) 汎用のパッケージソフトウェアを活用して情報処理を行っている業務に をつけてください。A S P や自社開発ソフトなどと併用している場合については、それら全てに をつけてください。

(注5) 自社向けに委託開発したソフトウェアを活用して情報処理を行っている業務に をつけてください。A S P やパッケージソフトウェアなどを併用している場合については、それら全てに をつけてください。

(注6) 自社向けに自社で開発したソフトウェアを活用して情報処理を行っている業務に をつけてください。A S P やパッケージソフトウェアなどを併用している場合については、それら全てに をつけてください。

(注7)「メインフレーム」とは、汎用コンピュータ、ミッドレンジコンピュータ、スーパーコンピュータ、オフコン等を含む概念で、広範囲な問題を処理するプログラムを実行するために設計された大型のコンピュータをいいます。

(注8)「ワークステーション」とは、対話型の環境下で使用されることを前提としたコンピュータであり、ネットワーク上でサーバからサービスを提供する情報処理システムのことをいいます。

(注9)「パソコン」とは、事務用・科学技術用・計算制御用・各種端末用・教育及び趣味用など多目的に使用される小型の電子計算機で、マイクロプロセッサベースでディスプレイ等の出力装置、キーボード等の入力装置および出力インターフェイスを基本構成とし、必要に応じて補助記憶装置、その他の周辺装置などを付加したものをいいます。

(注10) 情報処理自体をアウトソーシングしている場合であって、その相手方の事業者が、コンピュータメーカーである場合は、該当する業務に をつけてください。

(注11) 情報処理自体をアウトソーシングしている場合であって、その相手方の事業者が、自社の系列企業(情報システム関連の子会社など)である場合は、該当する業務に をつけてください。

(注12) 情報処理自体をアウトソーシングしている場合であって、その相手方の事業者が、コンピュータメーカーでも自社の系列企業でもない場合は、該当する業務に をつけてください。

7 - 3 情報システム導入による効果

(注1)「**基幹系システム**」とは、7-1及び7-2で示しているものと同義です。「**全項目で挙げた基幹系システム以外のシステム**」とは、「**生産・流通管理システム**」「**設計・製造管理システム**」「**情報系システム**」「**戦略系新規システム**」「**その他のシステム**」の全てを指します。

8-1 EC(電子商取引)の活用状況

8-1、8-2はEC(電子商取引)に関する項目です。ECの定義については以下の指示に従って下さい。

(注1)

本調査では、EC(Electronic Commerce:電子商取引)について、以下の定義で調査しております。

財・サービスの売買に関する商取引行為のうち、受発注がコンピュータを介したネットワーク上(インターネットを含む)で行われるものを指します。

受発注とは、売買の契約における購入又は販売の申込みを伝えるもので、将来の契約に結びつくような予約の申込みも含まれます。一方、受発注の準備行為に該当する購入前調査、見積、条件交渉等は定義から除外します。また、電子メールでの受発注も含まれません。

コンピュータを介したネットワークの例:EDI、CALS、商用VAN、IP-VPN、インターネットEDI、e-マーケットプレイス、ホームページ等

ただし、EC額の算出に当たっては、決済手数料、広告費、システム運営費、通信料金、運送費、税などの費用は除外してください。また、銀行振り込み額等直接モノが媒介されない商取引については、サービスの対価(銀行振り込みの場合だと仲介手数料)の額を記入して下さい。

BtoBとは、企業間ECの事で、対政府ECを含むものを指します。これは、企業から主要生産財(原材料、資機材、部品等のような製品製造のための生産財)やMRO(Maintenance Repair and Operations 副資材:製品製造に直接関係しない備品、消耗品等)サービス(データベースサービス、教育サービス等)として購入(調達)する商取引の総額を指します。

BtoCとは、企業以外の一般消費者に対するECを指します。

(注2)「**公衆インターネットを介したBtoB EC**」とは、BtoB ECのうち、特定の企業、団体、又は機関同士の商取引のために準備されたネットワーク(例:企業間EDI、商用VAN、プライベートネットワーク等)以外で行われる商取引を言い、誰もがアクセスできるインターネットを介して行われた商取引を指します。(例:e-マーケットプレイス、インターネット調達等)

8-2 EC(電子商取引)の取引高

(注1)「**全商取引高**」とは、ECであるかどうかに関わらず、昨年一年間のすべての商品やサービス等における取引高の合計を**BtoB 購入**、**BtoB 販売**、**BtoC 販売**に分けて記入して下さい。

(注2)「**EC 額**」とは、上記のECの定義に合致する取引高の合計を**BtoB 購入**、**BtoB 販売**、**BtoC 販売**に分けて記入して下さい。詳細が不明な場合は、わかる範囲で概数を記入して下さい。

9-1、9-2のセキュリティに関する記入要領の記述はございません。